

# 令和5年度学校の部活動に係る活動方針

花巻市立 花巻北中学校

校長 佐藤 敦士

## 1 活動の方針

- (1) 部活動は、生徒が自主的、自発的に活動する中で、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、社会性や人間性を育む様々な経験を積んだり、友人との関係を深めたりする等、**教育活動の一環として行う。**
- (2) スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠の**バランスのとれた生活を送ることができるような配慮をする。**
- (3) **学校、保護者、地域関係機関及び関係団体等と連携して**、生徒の心身の成長と望ましい部活動の実現に向けて取り組む。
- (4) 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視することなく生徒の健全育成にあたり、**体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶にあたる**とともに、部活動以外の諸活動に参加できるよう**参加の義務づけ・活動の強制を行わないよう留意する。**

## 2 休養日・活動日について

- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする
- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

### (1) 活動日と活動時間について

○火曜日から金曜日とする。

○通常活動 16:30までとする。（完全下校 16:40）

○部活動延長時※ 18:00までとする。（完全下校 18:15）

※1 花巻市中総体 大会1か月前から市中総体前日までの平日

（上位大会出場の場合は継続）

※2 花巻市新人大会 大会1か月前から市新人大会前日までの平日前

（上位大会出場の場合は継続）

※3 ※1、2の大会に準ずる大会・各コンクールなど大会2週間前から前日までの平日

（準ずる大会とは上位大会へつながる大会）

・**保護者会による活動及びスポーツ少年団活動などが行われる場合は、部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。**

・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。

### (2) 休養日について

○テスト前の部活動停止について

※1 中間テスト → テスト3日前

※2 期末テスト → テスト5日前

※3 学習整理テスト → テスト前日

○**月曜日は、部活動なし**とする。

※新型コロナの感染が収束するまで**朝練習はなし**とし、特設部（駅伝・陸上）の活動時間とする。

※**父母会練習やスポーツ少年団の活動もなし**としたい。ご理解とご協力をお願いする。

○行事前・行事後（体育祭・北中祭など）**生徒の疲労が見られる場合は、休養日とする。**

・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・部活動**休養日に大会参加**等で活動した場合は、**他の日に振り替える。**

・学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

### 3 活動のきまり

- (1) 学校の規則（生徒手帳参照）を守る。規則を守れない場合は、活動を停止になることもある。
- (2) 決められた服装・時間などを守って活動する。荷物は活動場所（又は指定の場所）に持っていく。
- (3) **学校行事、生徒会活動・学年・学級活動を優先**する。
- (4) 活動終了後、活動場所の清掃、用具の片づけをきちんと行う。
- (5) 部長会を定期的に行い、ルールの確認・活動場所の清掃を行う。
- (6) 学校外のクラブチームに所属している場合は、練習や大会などについては、所属する学校の部活動の顧問と相談する。（二重登録などの問題がある。条件によっては入部できない場合がある）
- (7) テスト前は学習に専念するために部活動停止とし、家庭学習を充実させる。

### 4 年間計画

月	ねらい及び活動	月	ねらい及び活動
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験入部</li> <li>盛岡市内一周継走大会</li> <li>部活動結成（4/27）</li> <li>活動計画の確認</li> <li>部員名簿、活動目標の確認</li> </ul> ※年間活動計画の作成（顧問）	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>壮行式</li> <li>県新人大会（前期；10/14-15）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動保護者会の実施</li> <li>吹奏楽部ミニコンサート（5/27）</li> <li>地区通信陸上競技大会（5/27）</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中文祭（11/11-12）</li> <li>県新人大会（後期；11/18-19）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>壮行式</li> <li>市中総体（6/17-18）</li> <li>県通信陸上大会（6/24-25）</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬休み中の活動の確認、目標設定</li> <li>地区アンサンブルコンテスト（12/17）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹奏楽部コンクール地区大会（7/2）</li> <li>壮行式</li> <li>県中総体（7/15-16）</li> <li>夏休み中の活動の確認、目標設定</li> <li>吹奏楽部コンクール県大会（7/30）</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>県アンサンブルコンテスト（1/ ）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年生を中心とした新体制作り</li> <li>部活動コーチ委嘱式</li> <li>壮行式</li> <li>市駅伝継走大会（8/22）</li> <li>市陸上競技大会（8/26）</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画の作成、活動目標の作成</li> <li>※年間活動計画の修正（顧問）</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>壮行式</li> <li>市新人戦（9/16-17）</li> <li>吹奏楽部定期演奏会（9/23）</li> <li>壮行式</li> <li>県駅伝継走大会（9/29）</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>春休み中の活動の確認</li> </ul>

## 5 外部コーチについて（保護者会も同様の対応すること）

- ・保護者等の理解を得た者で、校長が認める者であること。（任期は1年間未満とし、次年の委嘱をする際は、見直しを含め検討すること）
- ・学校の指導方針に沿って指導を行うこと。
- ・部活動顧問との連携を図り、活動計画、活動時間を守って指導すること。
- ・生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止など、学校教職員と同様の対応をすること。
- ・生徒の個人情報の遵守に配慮すること。
- ・体罰、暴言、セクハラなど、生徒の人格を傷つけるような指導は絶対に行わないこと。体罰・暴言・セクハラ等が確認された場合、委嘱の取り消し又は指導処分となる場合がある（※）  
※指導処分があった場合、2年間の役職停止及び大会登録禁止、又はすべての大会における指導者資格がなしとなる  
（平成30年2月27日岩手県中体連通知文書）「運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する岩手県中学校体育連盟の対応」より

## 6 その他

- ・部活動顧問は、4月に年間指導計画を作成し、校長に提出する。また、毎月の活動計画を保護者に通知する。

## 7 部活動後の練習や週末の練習の在り方について（夜練習、スポ少・保護者会練習等）

- (1) 部活動後の練習については、強制されるものではないので希望者のみの参加とする。
- (2) 参加する場合には保護者の責任の元、送迎等にも責任を持って頂く。（特に冬期）
- (3) 夕食等をとる場合には一度家に帰り、食事をとってから参加とする。学校での飲食については禁止とする。
- (4) 生徒の休息の時間等を考慮し、時間を有効に使う。
  - ・例1→夜練習を行う場合は、部延長を行わず、17：00に一度帰宅し、家庭学習や夕食の時間を確保し、19：00～の練習に備える。
  - ・例2→夜練習を行う場合は、長くとも19：30まで。その後帰宅し夕食や家庭学習の時間を確保する。  
※あくまでも例ですので、部の状況に合わせて行って頂きたい。1日の活動時間は、部活動の時間との合計（部活動 + スポ少・保護者会活動）で、長くとも平日2時間程度です。  
※スポーツ少年団の活動も含めて、長時間の練習や夜間の生徒の活動は、帰宅後の家庭学習時間の確保や、翌日の授業への影響にも十分に配慮しながら活動する。  
※学習にも配慮し、学校からの課題提出は確実にを行うこととし、課題提出がなされない場合は、部活動への参加を自粛させる場合もあり得る。
- (5) その他  
土曜日・日曜日の各種大会への参加は、年間や各月の活動計画を立て、十分に検討のうえ対処する。学校や地域の事情により、各種大会に土曜日・日曜日とも「やむを得ず参加」することになった場合には、翌週等の土曜日・日曜日の2日間を部活動休養日とし、週末1日以上の休養日を確保する。